省　令

○総務省令第五十四号

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十六項を第十七項とし、第十一項から第十五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「別表第二の七の二の項」を「別表第二の七の三の項」に改め、同項第一号中「（昭和二十四年法律第二百十号）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　法別表第二の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第六項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第八項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　中心市街地特例通訳案内士の生存の事実の確認

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十九号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　石原　伸晃

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「措置」の下に「（ＣＴエックス線装置にあっては、第一号に掲げるものを除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○政治資金適正化委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二三一三	南出　修宏	二六、六、一〇	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第四十一号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三二二四	上原　顯	三三三七	二六、六、四

○政治資金適正化委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人氏名の変更の登録をした者を次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十六日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名（新）	氏名（旧）
四三五七	河村　伸吾	宮園　伸吾

○外務省告示第二百十二号

平成二十六年六月六日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　葉室和親在トンガ大使

トンガ側　トゥイバカノ首相兼外務貿易大臣兼防衛大臣兼情報通信大臣

平成二十六年六月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十三号

平成二十六年六月十二日にロゾーで、ドミニカ国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がドミニカ国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日本側　手塚義雅在ドミニカ国大使

ルーズベルト・スケリット首相兼財務・外務・情報技術大臣

平成二十六年六月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十四号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

平成二十六年六月二十六日

外務大臣　岸田　文雄

旅券番号	発行年月日
ＴＺ0594929	2009年2月9日

○文部科学省告示第七十九号

重要無形文化財色絵磁器の保持者酒井田柿右衛門（十四代酒井田柿右衛門平成十三年文部科学省告示第百二十七号）は、平成二十五年六月十五日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財色絵磁器の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第八十号

重要無形文化財日本刀の保持者天田誠一（天田昭次平成九年文部省告示第百十三号）は、平成二十五年六月二十六日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財日本刀の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文